

医政地発 0329 第 3 号  
医政看発 0329 第 1 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省医政局看護課長

### 災害支援ナース活動要領について

平素より、災害・感染症医療対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月より、災害発生時及び新興感染症発生・まん延時において活動する看護職員（以下「災害支援ナース」という。）を養成するため、令和 6 年度予算において、「災害・感染症に係る看護職員等確保事業」を計上したところです。

については、本事業により養成する災害支援ナースの活動内容や派遣要請の方法等を定めた「災害支援ナース活動要領」を、別添のとおり作成しましたので御連絡します。災害支援ナースについては、病院、診療所以外に所属している者や所属施設のない者も含めて活動要領を作成しております。病院、診療所以外の施設についても医療法の協定に倣い協議を進めていただくことで、広く災害時等の体制整備に努めていただくようお願いします。

貴職におかれましては、当該活動要領の内容について御了知いただくとともに、都道府県看護協会とも連携しながら貴管下の災害支援ナースが所属する医療機関等に周知いただきますよう、よろしく申し上げます。